

働きながら当組合の退職の年金を受給されている皆様へ

退職（老齢）給付の在職支給停止

現在の厚生年金保険制度においては、老齢厚生年金を受給されている方が再就職により厚生年金保険の被保険者等となって、「年金＋賃金」の月額が一定の金額（65歳未満の方は28万円、65歳以上の方は47万円）を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止となります。

一方、一元化前の共済年金制度においては、再就職先の年金制度の適用が共済年金か厚生年金保険かにより、支給停止の基準額が異なっておりましたが、被用者年金制度の一元化により、平成27年10月以降、組合員も厚生年金保険の被保険者になりましたので、支給停止方法は厚生年金保険制度に統一されました。

また、70歳以上で再就職されている方のうち、昭和12年4月1日以前生まれの方は支給停止を行わないこととされていましたが、平成27年10月以降は支給停止の計算を行う対象となります。

この度、簡易版として、ご自身で停止額の概算が計算できるように、試算表を次ページ以降に用意しましたので、参考までにご利用ください。

なお、停止方法が統一されるにあたり、平成27年10月以前から退職共済年金を受給しながら再就職されている方のうち、一定の要件に該当する方には、別途、停止額の配慮措置が設けられています。

再就職した場合の年金の支給停止方法（被用者年金制度の一元化による変更）

在職中の老齢年金の支給停止の方法については、次の2つの方法があります。

- ・ 低在老（低年齢在職老齢年金） 65歳未満の厚生年金の在職老齢年金
- ・ 高在老（高年齢在職老齢年金） 65歳からの厚生年金の在職老齢年金

年金制度	年金受給者の適用年金制度	一元化前 (平成27年9月まで)		一元化後 (平成27年10月から)	
		60歳～64歳	65歳～	60歳～64歳	65歳～
共済年金	組合員として共済年金制度の適用を受ける方	低在老方式	低在老方式	低在老	高在老
	民間会社等において厚生年金制度の適用を受ける方	高在老方式	高在老方式		
厚生年金	民間会社等において厚生年金制度の適用を受ける方	低在老	高在老	低在老	高在老

- 共済年金のその他の主な変更点 → ・退職共済年金の停止計算は、老齢厚生年金と合算して計算
・障害共済年金の停止を廃止
- 厚生年金のその他の主な変更点 → ・老齢厚生年金の停止計算は、退職共済年金と合算して計算
・公務員や議員となったときも全部又は一部が支給停止

一元化後における退職共済年金および老齢厚生年金の在職支給停止

65 歳未満の場合の年金の支給停止計算方法(低在老) 試算表①

65歳未満

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

年金と賃金の合算額が 28 万円を超えた場合に、年金額の支給停止(これを「低在老」といいます。)が行われます。

○ 年金と賃金の合算額(c)が 28 万円以下の場合は、年金の支給停止はありません。

あなたの退職共済年金(月額)	あなたの老齢厚生年金(月額)	あなたの年金(月額)
ア 円	イ 円	a 円
+		=
基本月額(※1)		
あなたの年金(月額)	あなたの賃金(月額)	年金と賃金の合算額(月額)
a 円	b 円	c 円
+		=
基本月額(※1)		総報酬月額相当額(※2)

※1 あなたの年金(基本月額 a)とは、次の区分に応じて計算された年金額の月額をいいます。

- ・退職共済年金の基本月額=(年金額-職域年金相当部分の額-加給年金額-経過的加算額)×1/12
- ・老齢厚生年金の基本月額=(年金額-加給年金額-経過的加算額)×1/12

※2 あなたの賃金(総報酬月額相当額 b)は、次のとおり計算します。

$$\text{当月の標準報酬月額(注1)} + (\text{当月以前1年間の標準賞与額等の合計} \times 1/12)$$


(注1) 一元化後は、地方公務員共済組合の組合員の方も厚生年金と同様に標準報酬月額制となります。なお、平成 27 年 10 月の標準報酬月額は平成 27 年 6 月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。


民間の厚生年金保険期間にかかる標準報酬月額については、次をご覧ください。

[厚生年金保険の保険料 \(日本年金機構ホームページ\)](#)

[厚生年金保険料額表 \(日本年金機構ホームページ\)](#)

cが 28 万円を超えた場合

⇒ a が 28 万円以下で b が 47 万円以下の場合は、**試算表②**へ 

⇒ a が 28 万円以下で b が 47 万円を超えた場合は、**試算表③**へ 

- a が 28 万円を超える方はほとんどいないため、ここでは省略します。
- 28 万円、47 万円は賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

65 歳未満の場合の年金の支給停止計算方法(低在老)

試算表②

65歳未満

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

c が 28 万円を超えた場合 かつ a が 28 万円以下で b が 47 万円以下の場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{あなたの年金(月額)} \\ \text{a} \quad \text{円} \\ \text{基本月額}(\ast 1) \end{array} + \begin{array}{c} \text{あなたの賃金(月額)} \\ \text{b} \quad \text{円} \\ \text{総報酬月額相当額}(\ast 2) \end{array} - 28 \text{万円} \right) \div 2$$

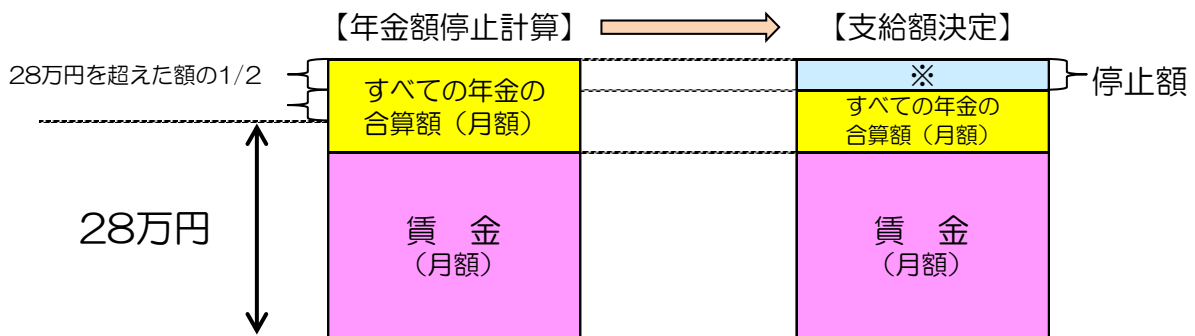
すべての年金の停止額合計(月額)

= d 円

一定の要件に該当する場合の配慮措置につきましては、5ページ以降をご覧ください。

- すべての年金の停止額合計(d)は月額ですので、12倍したものが年間の停止額になります。また、dの額がaの額を超える場合は、aの額がすべての年金の停止額合計となります。
- 当組合の退職の年金のほかに、老齢厚生年金や私学共済の退職共済年金を合算して停止額を計算する場合、それぞれの年金額で按分した額が停止となります。
- dの額がaの額以上である場合は、加給年金額も停止されます。
- 組合員の方は、dの額に加え職域年金相当部分の全額も停止されます。
- 障害者特例・長期加入者の特例による定額部分の支給は停止となります。

年金 ≤ 28 万円、賃金 ≤ 47 万円のイメージ図



※ 年金に賃金(賃金上限47万円)を合算して28万円を超えた場合は、超えた額の1/2(※の部分)を年金から停止。

※1 あなたの年金(基本月額 a)につきましては、試算表①の※1を参照してください。

※2 あなたの賃金(総報酬月額相当額 b)につきましては、試算表①の※2を参照してください。

65 歳未満の場合の年金の支給停止計算方法(低在老)

試算表③

65歳未満

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

cが28万円を超えた場合 かつ aが28万円以下で bが47万円を超えた場合

$$\left(47 \text{ 万円} + \frac{\text{あなたの年金(月額)}}{\text{基本月額}(\ast 1)} - 28 \text{ 万円} \right) \div 2$$

$$+ \left(\frac{\text{あなたの賃金(月額)}}{\text{総報酬月額相当額}(\ast 2)} - 47 \text{ 万円} \right)$$

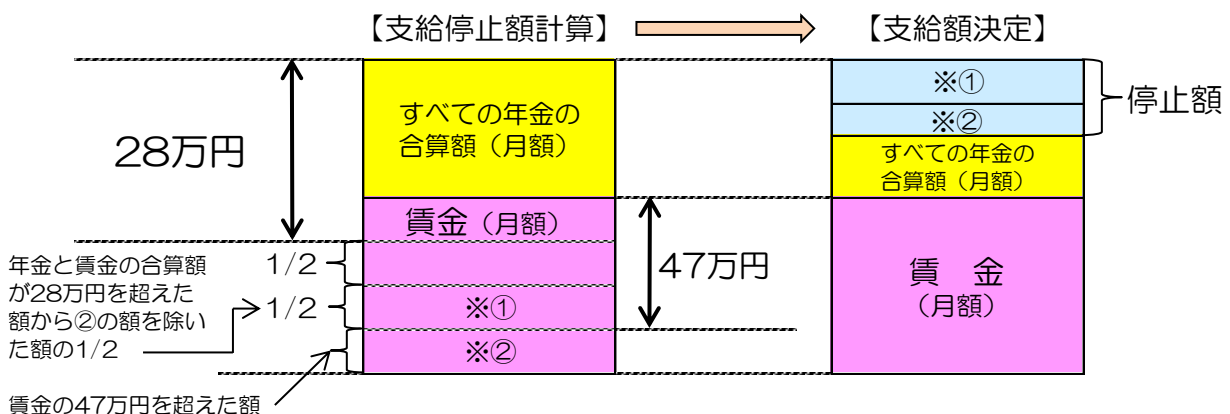
すべての年金の停止額合計(月額)

= e 円

一定の要件に該当する場合の配慮措置につきましては、5ページ以降をご覧ください。

- すべての年金の停止額合計(e)は月額ですので、12倍したものが年間の停止額になります。また、eの額がaの額を超える場合は、aの額がすべての年金の停止額合計となります。
- 当組合の退職の年金のほかに、老齢厚生年金や私学共済の退職共済年金を合算して停止額を計算する場合、それぞれの年金額で按分した額が停止となります。
- eの額がaの額以上である場合は、加給年金額も停止されます。
- 組合員の方は、eの額に加え職域年金相当部分の全額も停止されます。
- 障害者特例・長期加入者の特例による定額部分の支給は停止となります。

年金 ≤ 28万円、賃金 > 47万円のイメージ図



* 賃金だけで47万円を超えた場合は、①の停止額に加え、47万円を超えた額(②)を年金から停止。

※1 あなたの年金(基本月額 a)につきましては、試算表①の※1を参照してください。

※2 あなたの賃金(総報酬月額相当額 b)につきましては、試算表①の※2を参照してください。

65歳未満の方の配慮措置について

民間会社等（厚生年金保険・私学共済加入）に勤務をされている場合や国会議員・地方議会議員である場合は、停止の基準額が月額 47 万円から月額 28 万円に引き下がることにより、支給額が大幅に少なくなることが想定されます。

そのため、次の対象者の方には配慮措置が設けられております。

配慮措置の対象者

次の両方を満たす方が対象となります。

- 昭和 25 年 10 月 2 日以後に生まれた方で、平成 27 年 9 月 30 日時点で年金の受給権が発生している方
- 平成 27 年 10 月 1 日前から民間会社等（厚生年金保険・私学共済加入）に勤務をされている方や、国会議員・地方議会議員である方（公務員（組合員）として勤務をされている方のうち、他に厚生年金等を受けている方も、厚生年金等が大幅に少なくなるため対象となります。）

配慮措置の終了時期

次のいずれかのうち、早い時期までとなります。

- 65 歳到達まで
- 現在の職場を退職するまで（厚生年金保険等の資格を喪失するまで）

※ 厚生年金保険等の資格喪失後に引き続いて資格取得した場合でも、再取得後の配慮措置の適用はありません。

障害者特例・長期加入者の特例に該当している方

平成 27 年 10 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者となった場合、定額部分は自動的に全額が支給停止となりますが、同日前から引き続き厚生年金保険の被保険者等である場合は、定額部分の支給停止はありません。

65 歳未満の場合の年金の支給停止計算方法(低在老)

試算表④

65歳未満

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

支給停止額の配慮措置について① ～10%配慮措置による停止額～
 (一元化前の総収入(年金+賃金)の9割を保障します。)

(1) 一元化前の支給停止額の計算

ア 退職共済年金

$$\left(\begin{array}{c} \text{退職共済年金(月額)} \\ \boxed{\text{ア}} \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{賃金(月額)} \\ \boxed{\text{b}} \text{円} \end{array} - 47 \text{万円} \right) \div 2 = \begin{array}{c} \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{f}} \text{円} \end{array}$$

イ 老齢厚生年金(賃金が47万円以下るとき)

$$\left(\begin{array}{c} \text{老齢厚生年金(月額)} \\ \boxed{\text{イ}} \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{賃金(月額)} \\ \boxed{\text{b}} \text{円} \end{array} - 28 \text{万円} \right) \div 2 = \begin{array}{c} \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{g}} \text{円} \end{array}$$

ウ 老齢厚生年金(賃金が47万円を超えるとき)

$$\left(47 \text{万円} + \begin{array}{c} \text{老齢厚生年金(月額)} \\ \boxed{\text{イ}} \text{円} \end{array} - 28 \text{万円} \right) \div 2 + \left(\begin{array}{c} \text{賃金(月額)} \\ \boxed{\text{b}} \text{円} \end{array} - 47 \text{万円} \right)$$

$$= \begin{array}{c} \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{g}'} \text{円} \end{array}$$

※ f がアの額を、g または g' がイの額を上回る場合は、支給停止額はそれぞれアまたはイの額となります。

エ 一元化前の支給停止額の合計

$$\begin{array}{c} \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{f}} \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{g または g}'} \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{h}} \text{円} \end{array}$$

(2) 10%配慮措置による停止額計算

$$\left(\begin{array}{c} \text{あなたの年金(月額)} \\ \boxed{\text{a}} \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{あなたの賃金(月額)} \\ \boxed{\text{b}} \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{h}} \text{円} \end{array} \right) \times 1/10$$

$$+ \begin{array}{c} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{h}} \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{10\%配慮措置による支給停止額(月額)} \\ \boxed{\text{i}} \text{円} \end{array}$$

65 歳未満の場合の年金の支給停止計算方法(低在老) 試算表⑤

65歳未満

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

支給停止額の配慮措置について② ～35万円配慮措置による停止額～

$$\begin{array}{r}
 \text{あなたの年金(月額)} \\
 \boxed{a} \text{ 円} + \text{あなたの賃金(月額)} \\
 \boxed{b} \text{ 円} - \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\
 \boxed{h} \text{ 円} - 35 \text{ 万円} \\
 \hline
 \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\
 + \boxed{h} \text{ 円} = \text{35万円配慮措置による支給停止額(月額)} \\
 \boxed{j} \text{ 円}
 \end{array}$$

※ 二重下線部分が0円より小さくなる場合は、0円として計算します。

配慮措置後の比較

1 通常の計算方法による停止額

$$\boxed{d} \text{ 円} \quad \text{または} \quad \boxed{e} \text{ 円}$$

2 10%配慮措置による停止額

$$\boxed{i} \text{ 円}$$

3 35万円配慮措置による停止額

$$\boxed{j} \text{ 円}$$

のうち、最も低い額が停止額(月額)となります。

65 歳以上の場合の年金の支給停止計算方法(高在老) 試算表⑥

65歳以上

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

年金と賃金の合算額が 47 万円を超えた場合に、超えた額の 1/2 の額が年金額から支給停止(これを「高在老」といいます。)されます。

- 年金と賃金を合算して 47 万円以下の場合、年金の支給停止はありません。
- 国民年金の老齢基礎年金は停止の対象にはなりません。
- 47 万円は賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{あなたの年金(月額)} \\ \boxed{a} \text{ 円} \\ \text{基本月額}(\ast 1) \end{array} + \begin{array}{c} \text{あなたの賃金(月額)} \\ \boxed{b} \text{ 円} \\ \text{総報酬月額相当額}(\ast 2) \end{array} - 47 \text{万円} \right) \div 2$$

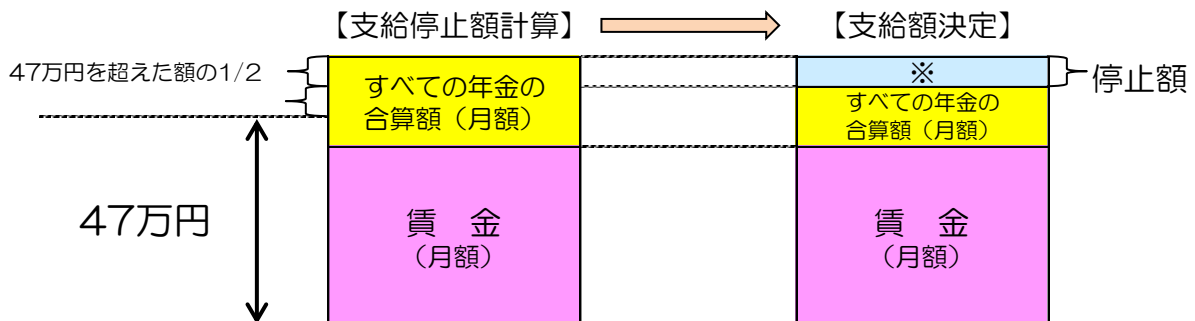
すべての年金の停止額合計(月額)

$$= \boxed{k} \text{ 円}$$

一定の要件に該当する場合の配慮措置につきましては、次ページ以降をご覧ください。

- すべての年金の停止額合計(k)は月額ですので、12倍したものが年間の停止額になります。また、kの額がaの額を超える場合は、aの額がすべての年金の停止額合計となります。
- 当組合の退職の年金のほかに、老齢厚生年金や私学共済の退職共済年金を合算して停止額を計算する場合、それぞれの年金額で按分した額が停止となります。
- kの額がaの額以上である場合は、加給年金額も停止されます。(経過的加算額は停止されません)
- 組合員の方は、kの額に加え職域年金相当部分の全額も停止されます。

年金+賃金 > 47万円のイメージ図



* 年金と賃金を合算して47万円を超えた場合は、超えた額の1/2を年金から停止。

※1 あなたの年金(基本月額 a)につきましては、試算表①の※1を参照してください。

※2 あなたの賃金(総報酬月額相当額 b)につきましては、試算表①の※2を参照してください。

65歳以上の方の配慮措置について

民間会社等（厚生年金保険・私学共済加入）に勤務をされている場合や国会議員・地方議会議員である場合は、現在の共済年金と厚生年金を合算して年金月額を計算することにより、支給額が少なくなることが想定されます。

そのため、次の対象者の方には配慮措置が設けられております。

配慮措置の対象者

次の両方を満たす方が対象となります。

- 昭和 25 年 10 月 1 日以前に生まれた方
- 平成 27 年 10 月 1 日前から民間会社等（厚生年金保険・私学共済加入）に勤務をされている方や、国会議員・地方議会議員である方（公務員（組合員）として勤務をされている方のうち、他に厚生年金等を受けている方も、厚生年金等が大幅に少なくなるため対象となります。）

配慮措置の終了時期

次のいずれかのうち、早い時期までとなります。

- 70 歳到達まで（平成 27 年 10 月 1 日時点で 70 歳を超えている方は対象外です）
- 現在の職場を退職するまで（厚生年金保険等の資格を喪失するまで）

※ 厚生年金保険等の資格喪失後に引き続いて資格取得した場合でも、再取得後の配慮措置の適用はありません。

65 歳以上の場合の年金の支給停止計算方法(高在老) 試算表⑦

65歳以上

支給停止の概算額(印刷してご利用ください。)

支給停止額の配慮措置について ~10%配慮措置による停止額~
(一元化前の総収入(年金+賃金)の9割を保障します。)

(1) 一元化前の支給停止額の計算

ア 退職共済年金

$$\left(\begin{array}{l} \text{退職共済年金(月額)} \\ \text{退職共済年金(月額)} \\ \text{ア} \quad \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{賃金(月額)} \\ \text{賃金(月額)} \\ \text{b} \quad \text{円} \end{array} - 47 \text{万円} \right) \div 2 = \begin{array}{l} \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \text{l} \quad \text{円} \end{array}$$

イ 老齢厚生年金

$$\left(\begin{array}{l} \text{老齢厚生年金(月額)} \\ \text{老齢厚生年金(月額)} \\ \text{イ} \quad \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{賃金(月額)} \\ \text{賃金(月額)} \\ \text{b} \quad \text{円} \end{array} - 47 \text{万円} \right) \div 2 = \begin{array}{l} \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \text{m} \quad \text{円} \end{array}$$

※ l がアの額を、m がイの額を上回る場合は、支給停止額はそれぞれアまたはイの額となります。

ウ 一元化前の支給停止額の合計

$$\begin{array}{l} \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \text{退職共済年金の支給停止額(月額)} \\ \text{l} \quad \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \text{老齢厚生年金の支給停止額(月額)} \\ \text{m} \quad \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{n} \quad \text{円} \end{array}$$

(2) 10%配慮措置による停止額計算

$$\left(\begin{array}{l} \text{あなたの年金(月額)} \\ \text{あなたの年金(月額)} \\ \text{a} \quad \text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{あなたの賃金(月額)} \\ \text{あなたの賃金(月額)} \\ \text{b} \quad \text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{n} \quad \text{円} \end{array} \right) \times 1/10$$

$$+ \begin{array}{l} \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{一元化前の支給停止額(月額)} \\ \text{n} \quad \text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{10\%配慮措置による支給停止額(月額)} \\ \text{10\%配慮措置による支給停止額(月額)} \\ \text{o} \quad \text{円} \end{array}$$

配慮措置後の比較

1 通常の計算方法による停止額

k 円

2 10%配慮措置による停止額

o 円

のうち、最も低い額が停止額(月額)となります。